

「葛城市電子申請導入業務委託」に係る審査実施要領

1) 選考方法

選考は、「葛城市電子申請導入業務委託」業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において、まず一次審査で書類審査を実施。その結果をもって二次審査のプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い者から順に受託候補者及び次点候補者とする。

2) 一次審査（40点満点）

審査は、委員会事務局（企画政策課）において以下のとおり書類審査を行い、配点点数の上位3位を選定する。ただし、参加申込書の提出が4者を超えない場合はすべての者を二次審査の対象とする。一次審査における評価基準は、【別紙3】審査基準表のとおりとし、採点方法は以下の通りとする。

①業務実績（10点満点）

対象：会社の同種業務実績等について（様式4）

会社概要

その他参考となる資料（過去の成果品等）

評価方法：過去5年以内に、他自治体において同種業務の実績があるか。

非常に良い	10点
良い	8点
あまり良くない	6点
悪い	0点

②事業の実施体制（5点満点）

対象：本業務の総括責任者及び担当予定者の主要業務実績、経歴、資格等（様式7）

評価方法：・本業務の担当者として、ふさわしい実績を有しているか。

- ・近年、同種業務の実績はあるか。
- ・他業務との兼務による本業務への影響はないか。

非常に良い	5点
良い	3.75点
あまり良くない	2.50点
悪い	1.25点

③情報セキュリティ認証の保有（5点満点）

対象：プライバシーマーク認定証又は ISMS 認証

評価方法：情報セキュリティに係る認証を有してるか。

有している	5点
有していない	0点

④価格点（1） システム構築業務（10点満点）

対象：見積書（任意様式）

評価方法：下記により計算し、(A) の費用を価格点（1）とする。

(A) 仕様書に記載する本業務に必要となるシステム構築業務（消費税額及び地方消費税額を含む。また、契約年度に必要となる運用保守（テスト運用費）やシステム利用料金等の費用を含める。）に係るすべての費用

- ・最低見積価格者の得点は10点とする。
- ・その他の者は下記の計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点 = 10点 × (最低見積価格※1 / 見積価格※2)」

⑤価格点（2） 運用保守及びシステム利用料（10点満点）

対象：見積書（任意様式）

評価方法：下記により計算し、(B) の費用を価格点（2）とする。

(B) 翌年度以降に必要となるシステムの利用料金や運用保守その他必要となる経費の年間（12カ月）合計費用

- ・最低見積価格者の得点は10点とする。
- ・その他の者は下記の計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点 = 10点 × (最低見積価格※1 / 見積価格※2)」

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：当該提案者の見積価格

3) 二次審査（70点満点）

一次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から受託候補者、及び次点候補者を選定する。

対象：企画提案書に沿ったプレゼンテーション及び質疑応答

評価方法：各審査員（1人につき70点満点：7名）がプレゼンテーションの各項目を審査評価し、その平均点（小数点第3位を四捨五入）を二次審査の得点とする。

二次審査における評価基準は、【別紙3】審査基準表のとおりとする。

4) 二次審査（プレゼンテーション）の内容

別紙2

- ①審査日：令和3年11月12日（金）予定（別途連絡）
- ②場所：葛城市役所（別途連絡）
- ③出席者：1提案者4名以内
- ④実施時間：1提案者45分以内（提案30分、質疑応答15分）
事前準備、片付けに係る時間は含まない。

⑤提案内容

『「葛城市電子申請導入業務委託」に係るプロポーザル実施要領6（2）⑤企画提案書の作成等について 提出書類一覧①～③』の内容についてパワーポイント等において表現すること。

⑥プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順番とする。

⑦その他

- ・スクリーンは市で準備するが、パソコン・プロジェクターその他必要な機器及びインターネット通信環境は提案者が準備すること。
- ・社名が特定できるような名札等は身に着けないようにし、社名への言及や、配布資料、投影する資料等に社名が特定できるロゴ等を出さないこと。
- ・遅刻又は欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなす。

5) 受託候補者選定に関する特記事項

①最低基準点

一次審査及び二次審査の合計点の満点（110点）の6割（66点）を最低基準点とし、最高得点者が最低基準点に満たない場合は、受託候補者を選定しない。

②参加者が1者となった場合の取り扱い

参加者が1者となった場合でも一次審査及び二次審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該参加者を受託候補者に決定し、その旨を通知する。

③一次審査及び二次審査の合計点が最高点で同点の者が2者以上の場合の取り扱い

- ・当該提案者それぞれの二次審査の得点異なる場合、二次審査の得点が高い者から順に受託候補者及び次点候補者を選定する。
- ・当該提案者それぞれの一次審査の得点及び二次審査の得点と同じ場合、くじ引きにより、受託候補者及び次点候補者を選定するため、別途通知する。